

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地の公売（買受）適格証明願について
- 議第5号 令和6年度三条市農林関係施策の要望について

報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 前期農地パトロールの結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 作付変更届について
- 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 16番 三 師 満 夫 委員

推進委員出席委員 17名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |
| 北 澤 正 之 委員 | 小 池 秀 一 委員 |
| 笹 岡 大 介 委員 | 高 山 弘 則 委員 |

長谷川 淨 二 委員	原 田 孝 一 委員
松 岡 博 一 委員	松 下 正 樹 委員
矢 代 誠 一 委員	山 谷 秀 昭 委員
吉 田 精 一 委員	吉 田 昇 委員
渡 辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時25分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員17名、出席17名、欠席0名で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

2番、山屋和徳委員、17番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件です。

1ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、1件、5,454平米です。

46番は、大面地内の農地8筆、5,454平米を、あっせんによる売買により取得したいもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

3ページ下段欄外を御覧ください。今月は、新規設定5件、6,575.51平米、再設定2件、4,927平米、合計7件、1万1,502.51平米です。

2ページをお願いします。番号ごとに順次説明させていただきます。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

47番は、月岡四丁目地内の農地3筆、1,179平米。

48番は、月岡四丁目地内の農地6筆、2,232平米。

49番は、月岡四丁目地内の農地1筆、221平米。

50番は、月岡四丁目地内の農地2筆、284.51平米。

以上4件は、相対により新規でそれぞれに賃借権を設定し、同一の法人に貸し出すものです。

補足説明しますと、利用権の設定を受ける者の法人の代表者は、これまでは代表者が個人として賃借権の設定により耕作してまいりましたが、このたび法人を設立したことから、個人から法人へ変更するものです。

51番は、袋地内の農地1筆、2,659平米に賃借権を設定するものです。

52番及び53番は、再設定ですので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長代理から調査結果について報告いただきます。

部会長代理は、栗原会長代理の隣に着席願います。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。当部会は、8月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と野崎会長及び栗原会長代理出席の下、開催いたしました。開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時13分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。今月は所有権移転1件、5,454平米、利用権設定、相対7件、1万1,502.51平米で、いずれも書類の審査結果などの詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとしたしました。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願い

いたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

4ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、1件、2,305平米です。

24番は、東本成寺地内ほかの農地10筆、2,305平米を、譲渡人が遠方に居住し管理できないことから、譲渡人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第1調査部会長代理(15番佐藤一富委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、売買によるもの1件、2,305平米で、申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番(廣川哲也委員)

譲受人の現在の経営面積は3.87アール、387平米しかありませんが、新たに取得される農地は2,305平米と結構な面積です。どのような営農計画か詳細を聞かせてください。

事務局（山村事務局長）

譲受人は、これまでも農地を借り受けて耕作されておりまして、耕運機を所有されているということですし、営農計画としてはダイコン、ハクサイ、ナガネギ、キュウリなどを栽培することになっております。経験はあるということで、先ほど調査部会長代理の報告のとおりでございます。

事務局（上林経営基盤係長）

補足説明させていただきますと、譲受人は五、六名のグループで子ども食堂の運営を計画されており、この後で御審議いただく議第3号の35番で既存建物を子ども食堂等に改築する計画で農地転用の許可申請が提出されており、本案件の農地で事務局長が説明した作物を栽培し、子ども食堂の運営に当たりたいというものです。

19番（廣川哲也委員）

これから、今まで農家でなかった人が農業を始めるケースが多々出てくるかと思いますが、その中には悪意のある人がいないとも限りませんので、その辺のチェック方法をしっかり確立していただいて、提案の際には、これなら大丈夫だと納得できるような説明をお願いしたいということで発言させていただきました。

事務局（山村事務局長）

廣川委員の御指摘のとおり、農家でなかった方が農業を始めるということで、御心配もあろうかと思えます。4月から下限面積要件が廃止されたため、このようなケースが多くなると考えられますが、事務局では全部効率利用要件や地域との調和要件など他の要件については、面談で確認をしております。今後も例えば営農計画書をしっかり出しただいて、面談でどのような形でやっていくのかを確認しながら取り組んでまいりたいと思えます。また、委員の皆様からも御指導いただきながら進めてまいりたいと考えております。

19番（廣川哲也委員）

これはお願いですけれども、地域との調和をどのように図っていくのか新たに農業を始める方にとって分からないことばかりでしょうし、迎え入れる地域もどのように接していいか分からないというようなことが多々あろうかと思えますので、その辺のコミュニケーションが取れるように事務局で配慮していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局（山村事務局長）

事務局だけということではなく、先ほど私が申し上げましたけれども、地区の委員から御指導いただきながら、地域に溶け込んでいくような形で取り組むことが大切だというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ただいまの廣川委員の御発言につきまして、私は新規就農者と地域との調和は、地元の農業委員・推進委員が率先して指導していくべき問題だと思えます。今局長も言いま

したように、事務局だけではなく、全ての農業委員・推進委員の皆さんからも御協力を
願いたいということで御理解いただきたいと思います。

19番（廣川哲也委員）

会長のお話は理解いたしますが、私のお願いは、このように新たに農業者でない方が
土地の取得をされる際には、必ずその地域の農家組合長に連絡を取ることを義務づけて
いただきたいと思います。

事務局（山村事務局長）

私ども事務局といたしましても、つなぎ役として委員の皆様、地区の皆様と一緒にな
って支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、た
だいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題
といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いた
します。

6ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は合計6件、4,181平米です。

5ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

32番は、塚野目四丁目地内の農地1筆、465平米を売買により取得し、住宅1棟の用地
として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、
第二中学校の東側310メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であ
ることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

33番は、塚野目六丁目地内の農地4筆、1,555平米を売買により取得し、介護施設1棟
及び駐車場24台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。
場所につきましては、厚生連三条総合病院の東側450メートル付近で、おおむね500メー
トル以内に2以上の医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、西大崎二丁目地内の農地1筆、187平米を、使用貸借権の設定により、住宅1
棟の用地として利用したいもので、場所につきましては大崎会館の南西側140メートル付
近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3

種農地と判断されます。

6 ページをお願いいたします。

35番は、西中地内の農地 5 筆、862平米を売買により取得し、同時に取得する隣接する宅地と一体で子ども食堂 1 棟、居宅兼助産院 1 棟、作物保管庫 1 棟、駐車場 6 台及び通路の用地として利用したいもので、価格は整地費を含み 1 平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条総合福祉センター西側390メートル付近で、おおむね500メートル以内に 2 以上の医療施設があることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

36番は、西鱒田地内の農地 1 筆、92平米を売買により取得し、隣接する農家住宅の拡張敷地の用地として利用したいもので、価格は 1 平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、鱒田保育所の北東側130メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

37番は、上須頃地内の農地 2 筆、1,020平米を、賃借権の設定により調剤薬局 1 棟及び駐車場20台分の用地として利用したいものです。場所につきましては JR 燕三条駅の西側200メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第 1 調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

議第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は合計 6 件、4,181平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準とも許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

なお、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

36番の案件ですが、農家住宅拡張敷地と書かれておりますが、農家と記載する理由を聞かせてください。

事務局（上林経営基盤係長）

住宅の農地転用の場合、一般住宅は500平米程度、農家住宅は1,000平米程度を目安とするという県の通知がありまして、議案にありますように本案件は既存宅地が1,171.78平米ありますので、農家住宅と明記しているものです。

19番（廣川哲也委員）

そうしますと、既存宅地にはどなたがお住まいで、取得してから譲受人が引っ越してくるんだとか、取得後の状況が分かるように説明をしてください。

事務局（上林経営基盤係長）

既存宅地の住宅は譲受人の実家で、引っ越してくる予定かどうかは分かりませんが、申請地は息子である譲受人の名義で取得するものです。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地の公売（買受）適格証明願について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地の公売（買受）適格証明願について』説明いたします。

7ページを御覧ください。今月の申請は1件です。

農地の公売に参加できる者は、農地法第3条第1項または第5条第1項の規定による権利移動が可能な者に限られます。公売に参加しようとする者はあらかじめ農業委員会に公売（買受）適格証明願を提出し、申請者が農地の権利移動が可能な者であるかについて御審議いただくというものです。

今回公売（買受）適格証明願が出されている案件は、農地法第3条第1項の規定による許可を要する案件で、公売となる農地は若宮新田地内の農地1筆、337平米で、願出者が経営規模の拡大のため農地を求めるものです。場所につきましては、福多郵便局の南東側230メートル付近です。

公売実施機関は、関東信越国税局で、公売入札期間は令和5年9月15日から28日までで、最低売却価額は〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

15番、佐藤一富委員。

第1 調査部会長代理（15番佐藤一富委員）

議第4号『農地の公売（買受）適格証明願について』の調査結果を報告します。

今回の案件は1件で、願出者1名の申請について書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法第3条第1項の許可要件を満たしており、適格者として証明書を交付すべきものとしたしました。

また、この証明書は、農地法第3条第1項の許可そのものではありませんので、公売や競売の結果落札することができた者は、農地法第3条第1項の手続を改めて行う必要がありますが、証明書の交付の時点で農地法第3条第1項の許可の手続の実質的な判断が済んでいることから、買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、許可すべきものとしたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長代理の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

なお、調査部会長代理の調査結果報告のとおり、買受適格証明書の交付を受けた者が最高落札人となり、農地法第3条の申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1 調査部会長代理は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『令和6年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

本件については、これまでも農政対策部会に付託し、要望内容を議論いただき、内容

を取りまとめていただいた経過があります。そこで、今回も同様に本件を農政対策部会に付託することについて御提案申し上げます。

お諮りします、議第5号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議なしと認め、議第5号につきましては農政対策部会に付託することに決定いたしました。

市に要望するわけでございますが、皆さんのほうで何か要望がございましたら承りたいと思います。

8番、捧委員。

8番（捧 幸伸委員）

稲刈りをしていたら、農地の出し手の方が来られまして、受け手の方から近くに農地を借りられるようになったので、今借りている農地はお金をもらわなければ、もう作らないという話があったそうです。私の地区では他にもそういう声を聞くようになりました。そうすると、地主の方が水田に関わる諸費用を全部持って、そのほかに、耕作してもらうために金を払っているのに米はもらえないというようなケースが今後増えてくるのではないかと懸念されます。

そうすると、耕作放棄地が増加することになりかねませんし、農業委員会でも考えていく必要があると思いますが、市への要望にも加えていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

今、捧委員が言われたことは、非常に難しい問題だと思っています。私もそういう話は耳に入っております。そうすると、今後耕作者がいなくなってしまうというおそれもありますし、先般、担い手の人たちと意見交換したときにも、そういったニュアンスの話が出まして、このような状況では目標地図の素案作りなんかも必要ないんだという意見もありました。今後、三条市農業委員会として農家や耕作者の救済のため、何らかの手段を考えていくべきではなかろうかなと思っています。

そういったようなことで、今現在のところでは地主と耕作者の間で決めるしかないかなと考えているわけでございますが、耕作放棄地が増加しないためにはどうしたらいいんだということも念頭に置いて、農政対策部会で検討していかねければならないと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

今の捧委員、会長の話の流れで一言申し上げます。

昨今、農地が相続放棄をされるということを聞きました。相続放棄をされた農地はどうなるんだろうというふうに変心配しております。そのことについても、やっぱり農業委員会挙げて研究して、対策していかねければならないんじゃないかなというふう

思いますので、よろしく申し上げます。

それから、市長への要望事項ですけれども、これから地域計画が策定されるわけですが、それが具体化するときに市としてどのような応援ができるのかということをも市でも研究をしていただきたいと思います。

例えば、地域計画に従って新たに会社を設立して耕作していく場合、お金を借りるといときには、実際に融資をするのは農林中金なんでしょうけれども、市が窓口になることによって、それが具体的に動きやすいというような形が取れないものなんだろうかと思っています。実際に、さあ、やろうという会社を後押しするというような施策を研究していただきたいと思います。研究したけれど、やっぱり駄目だよというのであれば、またそれも仕方ないことだなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

事務局（上林経営基盤係長）

いただいた御意見は、農林課を含めて事務局で検討させていただいて、農政対策部会で判断して、要望事項で上げることができるようであれば上げさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

松下推進委員。

推13番（松下正樹委員）

先ほど来から耕作放棄地の話が出ておりますが、私の地区は果樹産地でございます、果樹の耕作放棄地も年々増えつつございます。隣接します新潟市の南区も、年々耕作放棄地が増えているような状況でございます。果樹は病気が発生しますとどうしても風上から風下へと病気が移っていくわけですが、過去に加茂市では地主の了解を取って、地域と農協が一体となり、耕作放棄地の果樹を伐採した例がございます。

加茂市の事例で行政の支援があったかどうかは分かりませんが、同様の対策が実施できれば病気の拡大を未然に防止できるので、実施に当たって行政からの支援をお願いできればと思いますので、検討いただきますようお願いいたします。

議長（野崎会長）

分かりました。梨の病気というのは非常に恐ろしく、風上で病気が発生すると、風下は全滅状態になるというように、せつかく作り上げてきたものが耕作放棄地で台なしになる可能性もありますので、ぜひ農業委員会として市長に要請していかなければならないと考えています。

事務局（上林経営基盤係長）

代官島及び隣接する新潟市南区の果樹の耕作放棄地の問題につきましては、我々も話を伺っております、事務局では農林課や南区農業委員会と連携を図りながら進めさせていただきたいと思っております。またその際には松下推進委員からも御強力をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、以上をもちまして議第5号『令和6年度三条市農林関係施策の要望について』を終了いたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号『前期農地パトロールの結果報告について』、農政対策部会より報告をお願いします。

農政対策部会長及び部会長代理は、榎原会長代理の隣に着席願います。

初めに、三条地域について報告願います。

8番、捧幸伸委員。

農政対策部会長代理（8番捧 幸伸委員）

三条地域のパトロール結果について報告いたします。

三条地域は7月31日から8月2日及び8月4日にかけて実施しました。緑区分の遊休農地については昨年から一部解消された箇所もありましたが、改善されていない箇所が多く見受けられました。また、昨年保全管理により解消された箇所が、今年になって耕作や保全管理がなされず、再び遊休農地となった箇所もあります。特に以前農業委員であった方の圃場が遊休化または低利用により農地として管理が不十分な状態にあり、利用意向調査により管理の是正を求める意見がありました。一方で、空き家に附属した農地として所有権が移転された月岡三丁目地内の農地については、水稲が作付され、除草等管理も適正に行われていました。

なお、保全管理されている農地の中には、地元農区等が自主的に除草等管理作業を行っている箇所もあり、農区等への助成を求める意見がございました。

三条地域の結果は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、栄地域について報告願います。

18番、田邊敦子委員。

農政対策部会長代理（18番田邊敦子委員）

栄地域のパトロール結果について報告いたします。

栄地域は8月3日及び8月4日に実施いたしました。栄地域では、緑区分の遊休農地に比べ、低利用の農地が多く発見されました。また、保全管理とされている農地が多く、除草等の実施はされていますが、圃場整備等を行った条件のよい農地が保全管理とされているため、新たな耕作者を探し、作付をしてもらうなど、有効利用すべき農地が多い

といった意見がありました。

また、地元の石材店が長年違反転用状態で、資材置場となっていた栄菟島の農地については石材等の資材が撤去され、解消されつつありました。

なお、栄地域においても地元農区等が自主的に保全管理している農地があることから、助成についての意見も上がりました。

栄地域の結果は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

次に、下田地域について報告願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

下田地域のパトロール結果について報告いたします。

下田地域は8月7日及び8月9日に実施いたしました。平野部は緑区分の遊休農地や低利用の農地が多く、山麓や山間部は今後保全管理を行わないと数年のうちに黄区分と判断される遊休農地が増えていることを確認いたしました。また、相続等により所有者が下田地域外に住んでいるため、所有者が管理できない、または現状を把握できていないため遊休化が進んでいるとの意見がありました。さらに、昨年農地法3条申請により市外の方が取得された牛ヶ首の農地については、作付や保全管理がなされていませんでした。

なお、三条地域及び栄地域と同様に、地元農区等が自主的に保全管理している農地について助成を求める意見もありました。

下田地域の結果は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言いただきたいと思えます。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『前期農地パトロールの結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長及び部会長代理は次席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第5号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

報第4号の16番以下に経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連）と書いてありますが、このことについて説明してください。

事務局（山村事務局長）

南五百川地内及び新屋地内では、来年度から圃場整備事業が予定されています。

本件につきましては、現況が農地であるが農地台帳に登録されていない土地や、現況が原野など非農地であるが、圃場整備により農地として利用していく土地などを圃場整備区域に取り込むため、あらかじめ作付変更届により換地後の地目に合わせたものでございます。

19番（廣川哲也委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、9月20日午前9時30分から厚生福祉会館2階、第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。9月25日午前9時より、厚生福祉会館2階、第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会します。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 2 番） 山屋 和徳

議事録署名委員（ 1 7 番） 佐藤 裕雄
